

平成30年度 第6回豊能町教育委員会会議（9月定例会）会議録

日 時： 平成30年9月28日（金） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場2階 大会議室

出席者：	教育長	新谷 芳宏
	教育委員	宮崎 純光（教育長職務代理）
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	川村 新
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	坂口 敏子
事務局：	教育次長	南 正好
	教育総務課長	入江 太志
	教育支援課長	内野 慎也
	教育支援課主幹兼子ども支援室長	川西 弥生
	生涯学習課課長	中谷 匠
	教育総務課課長補佐	中谷 康彦
	教育総務課主査	西田 純夫

傍聴者： 3名

会議次第

○審議事項

第9号議案 豊能町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱の改正について

○各課・室の報告

開会 午後3時26分

（議 長）

みなさん、こんにちは。

今日は両中学校の体育大会がありまして、ご参加いただきましてありがとうございます。とてもいい天気で、子どもたちも非常に一生懸命に頑張っていたなと感じております。

それでは、会議をはじめます。

ただいまの出席委員は6名です。過半数に達していますので、ただいまから平成30年度第6回豊能町教育委員会会議（9月定例会）を開会いたします。

会議録署名人を教育長職務代理の宮崎委員にお願いいたします。

（議 長）

本日は、審議事項1件を議題とさせていただきます。

第9号議案「豊能町要保護準要保護児童生徒認定要綱の改正について」でございます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

第9号議案「豊能町要保護準要保護児童生徒認定要綱の改正について」ご説明申し上げます。

資料としてお配りしておりますのは、新しく今回改正している要綱と様式、取扱要領、それと現在規定している要綱をお配りしております。

今回の改正内容をご説明申し上げます。今回の改正は、まず一つは入学前支給をできるように改定しております。それとこれまで要綱で不足していた定義ですとか、支給の時期でありますとか、そういうところを明確にしようということで全面的に要綱の見直しをしております。「豊能町就学援助費支給要綱」と、タイトルも含めて見直しをしております。

それでは、中身についてご説明いたします。

まず、第1条目的ですが、文言の整理で、主な変更はございません。

第2条は、本要綱における用語の定義を新たに定めるものでございます。旧要綱では定められていなかった用語の定義を明らかにすることにより、公正な要綱の適用を図るということで入れさせていただきます。第1項第1号では、児童生徒を定義しております。「本町が設置する小学校又は中学校に在籍する者」となっております。第2号は、本町に住所を有する者が他市町村に区域外就学をしている場合を想定したものでございます。第2項は、「保護者」の定義を規定するものでございます。親権を行う者が基本ですが、その方がいないときは後見人、後見人もないときは現に児童生徒を見ている祖父母等が考えられますので、その様な場合は「監護する者」としております。第3項でございしますが、ここは「入学予定者」の定義をしているものでございます。学校教育法施行令第1条及び第2条の「学齢簿」規定にならった謳い方をしたもので、「第1学年に在学予定の者」という規定をしております。第4項でございしますが、入学予定者への新入学児童生徒学用品費の前倒し支給に対応するために読み替え規定をしているものでございます。

続いて第3条でございしますが、就学援助の受給資格について定めたものでございます。第1項をご確認ください。ここで定めている受給資格は、基本的に旧要綱の規定と相違はございません。変更点としましては、第3条第1項第2号アの(ケ)が「社会福祉法第2条に基づく生活福祉資金の貸付け」というところが、旧制度の名称を改めております。あと第3条第1項第2号イの(イ)のところ、旧要綱では「保護者の職業が不安定で生活状態の悪いと認められる者」、「PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者」、「学校納付金の納付状態の悪い者、昼食・被服等が悪い者または学用品・通学用品に不自由している者で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者」、「経済的な理由によって欠席日数が多い者」を「その他、教育委員会が特別の事由があると認める者」としてまとめ記載させていただいたものでございます。次に第2項をご覧ください。第2項は、入学予定者に対する入学準備金の前倒し支給に係る場合の受給資格に係る規定でございします。入学準備金の前倒し支給に関しましては、別建て扱いとし、本要綱とは別に定めるものでございします。第3項をご覧ください。この規定は入学準備金の前倒し支給を希望せず、従来どおり、当該学校に入学後に入学準備金の支給申請があった場合を想定したものです。この規定の主旨は、入学準備金の前倒し支給の場合との関係で、受給の可否に係る判定基準に差が生じないようにしているものでございします。入学準備金については、その趣旨から入学前に支払うことが相当と考えて

おります。そのため、前倒し支給を希望しなかった場合においても、受給の可否に係る判定基準は、前倒し支給をする場合の基準に合わせるのが相当と考えております。そこで、この規定のとおり定めるものでございます。これにより、入学準備金の支給について、申請者がその恣意に基づいて申請期間を調整する弊害も無くすることができると考えております。

次に第4条でございます。第4条は第1項で、就学援助の費目を定めておりますが、これは旧要綱と変更はございません。第2項につきましても、大きな変更はございません。国庫補助限度単価の2倍の額を上限とし、予算の範囲内において教育長が額を定めるという内容になっております。第3項におきましても、旧要綱からの扱いの変更はございません。第4項も、医療費についての文言の整理はしておりますが、主旨は変えておりません。第5項についても、主旨は現状と変更はありません。

第5条でございます。第5条につきましては、申請の手続き等を定めているものでございまして、旧要綱と手続きの変更はありません。

第6条でございます。第6条につきましては、認定及び認定の結果通知を規定するものでございまして、旧要綱と大きな変更はございませんが、第2項では、いままで認定については全件、教育委員会会議でお諮りして認定をする形を取っておりましたが、近年申請件数も増え、審議の回数も重ねている形になっておりますので、今回の見直しで、明らかに認定という場合については事務局で認定をさせていただいて事務を進めて行きたいと考えておりますので、その辺りを規定しています。中には認定するにあたり疑義が生じるものが出てくる可能性もございます。この場合は教育委員会会議に諮って意見を聞く、あるいは民生委員や校長の意見を聞くという規定を定めておりますので、今後このような取り扱いをさせていただきたいと思っております。

第7条は、支給時期・方法についてですが、第1項については、支給時期を8月、12月、3月と規定しており、これは従来の支払い時期と変更はございません。第2項は、入学準備金については別建て扱いということで定めております。第3項でございますが、入学準備金の市区町村間の二重払いを防止するための規定でございます。第4項は、支払方法であるとか事務手続的な規定をしておりますので、説明は省略させていただきます。

第8条は、運用上の話ですが、支給対象としない月を定めているものでございます。申請時期によって、いつから支給対象になるのか、その都度転入者の方と疑義が生じる場合がございますので、その辺りの規定をしております。

第9条でございます。第9条については、支給の停止又は中止について規定しております。

第10条、11条と、認定の取消しですとか、届出が必要な場合…等々を規定しているものでございますので、説明は省略させていただきます。

今回の要綱でございますが、認めていただきましたら11月から適用したいと考えておりますが、このあと審議が継続する必要がございますこともありますので、附則の施行日は空けております。附則の第2条として、今年度、現に小中学校に在籍している者については、従来の要綱を適用するという内容を規定しております。

所得の基準でありますとかは、従来と取り扱いは変えておりません。様式につきましても、同意をとるような見直しはしておりますが基本的には変わっておりません。所得の基準等は別冊で取扱要領に盛り込んでおります。

説明は以上でございます。

(議 長)

ただ今の説明に対する質疑を求めます。

(委 員)

支給の時期についてですが、年3回に分けて支給されるということですが、本当に困っているなら毎月支給の方が助かるのではないかと思います。事務手続き等の関係で年3回ということになるのでしょうか。

(事務局)

支払時期の定めについては、現要綱に基づいて変更はしておりません。ただ、今回の要綱にも盛り込んでいますが、「教育委員会が必要と認めるときは、支給時期及び支給方法を変更することができる。」としております。規定はこれまでと変わりません。想定としては、委員からのご指摘の場合も想定しております。ご指摘の状況であるならば、生活保護で対応ということもあろうかと思いますが。あと転出のときも想定しております。8月に転出した場合、8月分の支給を12月まで待たなければならないのかといったことに対応するためです。

よって、委員がご指摘のケースもカバーはできると考えております。

(委 員)

第7条第4項のところ、「校長から教育委員会に対し就学援助費の支払の依頼があったときは、当該就学援助費の支給は、校長の指定する普通預貯金口座への振込により行う。」、これは例えば給食費が、援助費が支給されているにもかかわらず学校に納入されないときに保護者と相談して校長先生が取る措置との解釈でよろしいのでしょうか。こういうケースは、結構あるのでしょうか。

(事務局)

ケースとしては、ございます。正確な数値はいま持ち合わせておりませんが、130件中、10件強くらいだったと思います。どのようなケースかと申しますと、委員のご指摘のとおりで就学援助費を支払っているにもかかわらず、給食費を納めなかったりだとか、保護者の方の金銭管理能力がしんどい方などは、学校で一旦お預かりさせていただき、必要な経費を差し引き、余った場合は年度末にご返金する形を取らせていただいております。

(委 員)

就学前支給についての申請の方法というのは、どういう形なのか教えてください。

(事務局)

申請につきましては、基本的に従来通りと考えておまして、入学予定者の方については、入学予定の学校長にあてて申請書を出していただくことを考えております。学校で聞き取りを行い、状況を把握の上、事務局に提出していただくこととなります。

就学前支給の広報についてですが、予定ですが町広報誌、ホームページでお知らせするとともに、新入学者には就学通知と一緒に案内させていただくように考えております。

(事務局)

今回の要綱ですが、まだ法制文書の担当に見ていただいておりますので、若干の文言の整理や修正が必要な場合がございますので、ご了承いただきたいと思います。

(委員)

制度自体は良いと思います。周知されるときに、書き方の例などを保護者の方にお示しされる予定はありますか。

(事務局)

記入例は、お付けします。書き方や解釈間違いで事務手続きが繁雑になりますので、その辺りは正しく記載していただく工夫はいたします。

(議長)

今回の改正は、判定が明らかなものについては事務局で判断するということになっておりますが、他市町はどのようにされているか、把握していますか。

(事務局)

他市も調査しております。市となりますと件数は、かなり多くございますので、少ない能勢町も含めまして、教育委員会会議で認定されているところはありません。

(委員)

さきほどの特例の支給時期変更の件ですが、周知方法はどのような形でやっておられるのですか。

(事務局)

基本は、要綱上の運用で進めさせていただきますが、生活費がないとか収入がないということで、そういう状況報告が学校からあがってきます。学校の実費徴収がなかなか納めてもらえないとかというような状況を学校が一番把握されていますので、その情報があがってきましたら学校、保護者と協議をさせていただきますして支給時期の変更はさせていただきますことになります。

(事務局)

担当者から付け加えさせていただきますと、就学援助の本来の目的はお子様の就学のためなので、生活費に充てなければならない状況であれば、生活保護等別の施策を探る必要もあろうかと思っております。

(議長)

質疑を終結します。採決を行います。只今説明のありました第9号議案「豊能町要保護準要保護児童生徒認定要綱の改正について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議 長)

挙手全員であります。よって第9号承認は可決されました。

(議 長)

次に、前回会議以降の各課・室の報告に移ります。

まず最初に私の方から、「嘆願書」の件につきましてご報告させていただきます。

8月9日に嘆願書が、教育委員会と町長部局と議会に出されました。それをうけ、9月12日に代表者の方に回答をお示ししました。その写しを資料としてお付けしております。これまで説明会で私どもが説明したことと重複しますが、そういう内容で書かせていただきました。加えて、我々が何故東地区に学校を存続させることが難しいのかを、文科省の手引きも引用して説明を書かせていただいたところです。

また同日に町長部局も副町長と私も出席して、代表者の方に回答をさせていただきました。町長部局の嘆願書への回答分も添付させていただいた通りでございます。基本的には本町の教育にとってこれが一番最良なものであると判断しているという内容です。

次に同じく小中一貫教育の説明会の概略について、事務局より報告させていただきます。

(事務局)

それでは、この間の小中一貫教育、再配置説明会について報告させていただきます。8月9日、9月1日中央公民館、9月12日ふたば園、それと昨日中央公民館で説明会を実施してきました。参加者は8月9日が11名、9月1日が11名、9月19日が9名、昨日は4名でございます。参加者は非常に少ない状況が続いております。8月9日と9月1日の中央公民館での説明会は、前と同様に人口増加策やまちづくり、通学バス、スケジュールについても意見が多く、特に通学バスについて通行止めになった際の授業の補償やバス停の位置などについて、またスケジュールについて教育大綱に定める平成35年4月開校を目指すことについて変更はしないとかというような議論に終始していました。9月12日のふたば園の説明会では、これまでの6-3制から4-3-2制になることに伴う子どもたちの環境の変化や具体的な授業のイメージ、新たな学校の設備のイメージ、制服、再配置をしなかった場合の教員定数から派生する教育への影響、節目に当たる学年でのリーダーシップのイメージなど一貫教育の環境についての質問が多くありました。しかし、やはり教育委員会だけではなく、まちづくりを含めた説明会の実施要望や、小さな子どもがいても説明会に参加し意見を言える雰囲気の説明会実施の要望がありました。今後10～15年後の児童・生徒を取り巻く環境をみると、非常に厳しいものがあります。子ども同志の切磋琢磨や多様な意見にふれ合う機会の希薄化や教育効果の出にくい活動、教職員の定数減による弊害をお話してきました。昨日は、そのような教育内容について、お互いに意見を出し合うというような形で進めてまいりました。特に出生人数に伴う教育環境について意見交換をしましたが、昨日参加された保護者は、「たとえ1クラス5人になっても学校はおいてくれ」とか、「人口増加策に力をいければ、この先、人口が増えるのだ」という考えをお持ちですあり、中々意見がかみ合わない状況が続いていましたが、それでも、少人数の弊害については粘り強く説明は続けております。今後につきましても、小規模の座談会的な説明会や未就学児の保護者に対しての説明会を計画しております。教育員会として、将来の子どもたちの教育環境について、今後も説明をしていきたいと思っております。

(議 長)

以上のような状況ですが、この件について何かございますか。

(委 員)

いまお話のあったように未就学の方もこれからのことで、一番気を揉んでおられるかと思っておりますので、今後説明会をしていただければ良いと思います。ただ開校時期が延びれば延びる程、子どもたちの状況が厳しくなっていきますので、これは教育委員会ではありませんが、一定のところでは判断をしていただきたいと思います。平成23年に話があったときと、今はずいぶん状況も変わってきてしまったので、速やかに進めて欲しいと希望します。

(議 長)

昨日の説明会で、未就学児についての説明がないのかと意見をいただき、我々もやり方について反省すべき点があったと申し上げました。そのあたりも今回しっかりやっけていこうと10月下旬に予定させていただいています。

(議 長)

他になければ、各課・室の報告に移ります。

全 体

- ・9月の議会報告（補正予算・H29決算）

教育総務課

- ・台風21号の被害状況報告（光風台小学校（体育倉庫）、吉川中学校（プール庇））
- ・今後の予定（試食会）

教育支援課

- ・地域、学校の行事について（ふれあいのつどい中止、運動会、海洋学習、チャレンジテスト延期）

子ども支援室

- ・台風21号の被害、対応の報告（吉保（停電））
- ・幼稚園入園児募集、園見学

生涯学習課

- ・台風21号の被害状況報告
（西公民館（停電）、図書館（屋根）、ふれあい広場（事務所）、シートス（屋根））
- ・各種事業の案内

(議 長)

各課室の報告が終わりました。何かご質問等はございますでしょうか。

(委員)

いま報告を受けたのとは関係ないことなのですが、2点あります。

一つは、中学校給食の件ですが、毎日残す人が多いと聞きます。ご飯の量だけでも量を減らして、足りない人はおかわりをするようにできないかと思います。親として残すのが非常に残念に思っています。

(事務局)

確かに体格や食欲の個人差もあろうかと思いますが、献立はカロリーも計算しており、一定提供しなければならないと思っております。

(委員)

委員の意見もわかるのですが、量を減らしてしまうと、たぶん中学生は男子も女子も周りの目を気にする年頃なので、おかわりしたくても出来ない状況になってしまうのではないかと思います。減らしてしまうと余計に食べない、減らしてもまた残すという状況になるのではと危惧します。

減らすのは、今の状況をきっちりと把握しなければならないと思います。

(議長)

前に小学校の試食をやりましたね。6年生の状況はどうでしたか。

(事務局)

小学校6年生の子たちについては、試食会ではほぼ全部食べている状況です。

(委員)

たぶん残しているのは、周りが残しているのもそうしていると思います。

ご飯の量を選べたら良いと思います。残し癖がついてしまっているというか、残すことに抵抗がなくて…なにか寂しい気がします。

それともう一つ。お子さんが生まれて半年ほどの西地区の方なのですが、保育園に入りたいということだったのですが、入れないという話を聞きました。「待機児童なし」ということを謳っているのに何故かなと詳しく聞きましたところ、ふたば園は空いているけれども、西地区は空きがないということでした。職場の都合で、預けられていない状況だということでした。西地区で保育所が東地区だから預けられていない方、隠れ待機児童というような方を把握していたら教えていただきたいですし、待機児童ゼロを謳っているからには何らかの手立てはないものか、その辺りの方針も聞きたいと思います。

(事務局)

今年は出生者が49名(少ない)にもかかわらず、例年になく0歳児の保育を希望される方が多いです。待機児童のカウントは、個々の保育所の待機の数ではなく、町全体に対しての待機数をカウントしますので、「待機児童ゼロ」の表現が間違いというわけではありません。本町は2所、東西にそれぞれありますが、他市においては数も多く、希望の何番目の保育所に通えるかは分からないというのが常であります。本町におきましても、吉川保育所を希望

される方であっても、ふたば園をご案内するのが常になっています。現状は、職場の育休期間も2年間に延長されましたこともあり、育休延長された方が4名おられます。西地区からふたば園に行かれている方が3名おられ、12月に入所される方が1名います。そういう方もおられることから、西地区からふたば園が絶対利用できないというものでもないのかなど思っております。スペースの問題で定員が増やせないの、いまは保護者の方の判断にお任せしているのが現状です。短期で働かれる方には、一次預かり等の案内もさせていただいております。

以前と比べますと、保育所を利用される方の割合がかなり高くなっていますので、今後、こども園になるとときには、その辺りも考慮する必要もあるかと思っております。

(委員)

私自身は、本当はお母さんに0歳児は子どものそばにいて欲しいと思っております。その辺りの軋轢はありますが、小さい町ですし、できるだけ保護者の意向にそった育児をさせてあげたいなとも思っております。

(委員)

いま答えを求めるものではないですが、チャレンジテストの実施が府内85%で、残りは学校内での評価が…というところが気になったのですが。最近高校入試に向けて絶対評価ということなので、全員が受験できなかったのであれば、評価は内申から省くといったことも考えられるのか、配慮いただいて検討いただけたらと思いました。

(事務局)

先ほどの説明で「基本」という言葉を付けさせていただきました。今後おそらくですが府の教育庁と受験できなかった学校、教育委員会で、それが妥当かどうか調整はされるのではないかと考えられますので、大きくかけ離れないように進んでいくかと思っております。

(議長)

他によろしいでしょうか。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

10月の豊能町教育委員会会議につきましては、10月26日(金)午前9時30分より開催させていただきます。

では、11月の教育委員会会議についてですが、11月26日(月)、27日(火)、もしくは29日(木)のいずれかの日で、午前9時30分からの日程で開催したいと考えています。

委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

＝ 日程調整 ＝

(提案の日程では、調整つかず、11月28日となる。)

(議長)

それでは、11月28日(水)午前9時00分からということでさせていただきます。

(議 長)

以上をもちまして、平成30年度第6回豊能町教育委員会会議（9月定例会）を閉会いたします。

本日は、お疲れ様でした。

閉会 午後3時26分